

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 森 哲 次

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第91期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役賞与の支給の件
 - 第7号議案 監査役の報酬額改定の件
4. 議決権行使のお取り扱い
 - (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neg.co.jp/JP/ir/>）に掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月28日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417 (24時間受付)

<用紙の請求等、その他のご照会>0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

4. 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(提供書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度においては、リーマンショック後の深刻な景気低迷に対する各国政府による経済対策の効果もあり、アジアにおいて中国の景気が内需を中心に回復してきました。一方、欧米の景気は米国で緩やかに持ち直し、欧州でも下げ止まってきたものの、全体としてはなお厳しい状況が続きました。

日本では、輸出がアジアを中心に増加し、また、個人消費も持ち直してきましたが、設備投資や住宅投資が低水準で推移し、企業収益や雇用情勢も依然として厳しい状況の下におかれました。

このような状況下、当社グループにおいては、得意先業界の需要回復を背景に薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラスの販売が順調に回復しました。その他の事業分野では、ガラスファイバなどの販売が復調してきたものの、全般的には緩やかな回復に止まりました。

当連結会計年度の成果

	第90期 (20.4 ~ 21.3)	第91期 (21.4 ~ 22.3)	増減
	百万円	百万円	%
売上高	335,662	332,387	△1.0
営業利益	76,416	98,426	28.8
経常利益	64,319	91,419	42.1
当期純利益	21,831	54,926	151.6

売上高は、販売が前連結会計年度第4四半期（平成21年1月1日～平成21年3月31日）を底に回復基調をたどり、ほぼ前連結会計年度並みとなりました。

損益面では、FPD用ガラスの販売回復や、稼働の引き上げ、生産性改善による効果などにより、収益性は四半期毎に改善し、前連結会計年度と比べ増益となりました。なお、特別損失として、資産の整理に伴う固定資産除却損や中国子会社の解散に係る関係会社整理損などが発生しました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分			第90期 (20.4～21.3)		第91期 (21.4～22.3)		増 減		
			売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率	
ガ ラ ス 事 業	関 連 部 門 信 息	ディスプレイ用ガラス	百万円 262,514	% 78.2	百万円 272,051	% 81.9	百万円 9,537	% 3.6	
		電子部品用ガラス	11,649	3.5	11,726	3.5	77	0.7	
		小 計	274,164	81.7	283,777	85.4	9,613	3.5	
	部 そ の 他	ガラスファイバ	29,615	8.8	22,659	6.8	△6,956	△23.5	
		建築・耐熱・照明薬事用その他	30,455	9.1	24,831	7.5	△5,624	△18.5	
		小 計	60,070	17.9	47,491	14.3	△12,579	△20.9	
	ガ ラ ス 事 業 計		334,234	99.6	331,269	99.7	△2,965	△0.9	
	その他		1,427	0.4	1,118	0.3	△309	△21.7	
	合 計			335,662	100	332,387	100	△3,275	△1.0

【情報・通信関連部門】

〔ディスプレイ用ガラス〕

FPD用ガラスの販売が回復した一方で、ブラウン管用ガラスは市場が縮小し販売が減少しました。

〔電子部品用ガラス〕

光通信関連やイメージセンサ用カバーガラスを中心に、販売が回復基調をたどりました。

以上の結果、情報・通信関連部門の売上高は2,837億77百万円（前連結会計年度比3.5%増）となりました。

【その他部門】

〔ガラスファイバ〕

前連結会計年度に比べ減収となりましたが、主力の自動車部品向けの販売が順調に回復してきました。

〔建築・耐熱・照明薬事用その他〕

国内外の住宅・建築需要の低迷の影響を受け、販売が減少しました。

以上の結果、その他部門の売上高は474億91百万円（同20.9%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は930億79百万円です。

情報・通信関連部門においては、F P D用ガラスの生産能力の拡充を中心に893億9百万円の設備投資を行いました。

その他部門においては、生産性の改善や生産能力の拡充などに37億68百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金、社債償還資金及び運転資金であり、これらを自己資金、社債の発行及び借入金等でまかないました。連結子会社の所要資金については、連結有利子負債を圧縮する方針からグループ内での貸付けによっています。

また、当社は、効率的かつ機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

上記の社債の概要は以下のとおりです。

区 分	発行総額	利率(年)	発行日	償還期限
第5回無担保社債	100億円	0.678%	平成21年12月10日	平成26年12月10日
第6回無担保社債	100億円	0.996%	平成21年12月10日	平成28年12月9日

(4) 主要な借入先 (平成22年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	146億円
住友信託銀行株式会社	131億円
株式会社滋賀銀行	95億円

(5) 対処すべき課題

《経営の基本方針》

当社は、「ハイテクガラスの創造を通して、環境との調和を図りつつ、社会の発展に貢献する」ことを企業理念とし、社会や技術の進歩が求める各種のハイテクガラス製品を幅広く開発・生産し、世界の市場に供給しています。

激しい国際企業間競争に加えて、求められる品質の厳格化や技術の高度化など当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に迅速・的確に対処しつつ強固な経営体質と経営基盤を構築し将来にわたる事業の存続・発展を期すると同時に、コンプライアンスをはじめ「環境保全」、「障害者雇用の促進」、「地元貢献」を重点テーマに据えて企業の社会的責任を履行することを通じて企業価値の向上を図ることを経営の基本方針に置いています。

《中長期的な会社の経営戦略》

① コア事業の強化とバランスのとれた事業構造の構築、次代を担う事業の育成

FPD用ガラスを中心にディスプレイ用ガラス分野をコア事業と位置づけ、技術力の強化と生産・供給能力の充実、収益性の改善を図ってまいります。

同時に、一つの事業領域に過度に依存することを避け、安定した会社成長を実現するためにも、電子部品用ガラスやガラスファイバ、耐熱ガラスなど非ディスプレイ用ガラス分野の事業拡大に力を注ぎ、バランスのとれた事業構造の構築を目指します。

加えて、広範なコア技術（材料設計・プロセス・評価）をベースに、超大型や超薄板ガラスに関わる技術をはじめ薄膜・結晶化・精密加工・複合化など多様な技術を駆使し、「次世代ディスプレイ」や「エネルギー」、「新照明」などの成長期待分野で積極的な事業展開を図ってまいります。

② 経営・財務体質の強化

経営全般の一層の効率化を追求するとともにキャッシュ・フロー重視の経営により、事業環境の変化に耐える強固な経営・財務体質を目指します。

《対処すべき課題》

(FPD分野の生産能力拡充と収益向上)

FPD用ガラスは、次年度も堅調な需要が見込まれます。今春稼働を開始した新設備を順調に立ち上げ、能力を最大限に高めるとともに、既存設備についても生産性の改善や歩留りの向上を通じて供給能力を引き上げ、将来の需要拡大に対応しつつ収益性の向上を図ってまいります。

(キャッシュ・フロー重視の事業運営)

需要動向に対応した稼働を行い、在庫の適正化と費用の削減に注力し、キャッシュ・フロー重視の事業運営を推進します。

(有利子負債削減)

当連結会計年度においては、事業環境の急変に備え厚めに確保していた手元資金のレベルを平時の状態に戻すべく借入金の返済に取り組んだ結果、当連結会計年度末の連結有利子負債の対連結売上高比率は、前連結会計年度末と比べ8.7ポイント低下し、30.0%となりました。今後とも、有利子負債の削減を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第88期 (18. 4～19. 3)	第89期 (19. 4～20. 3)	第90期 (20. 4～21. 3)	第91期 (21. 4～22. 3)
売 上 高	336,410百万円	368,267百万円	335,662百万円	332,387百万円
営 業 利 益	84,585百万円	100,882百万円	76,416百万円	98,426百万円
経 常 利 益	81,425百万円	96,942百万円	64,319百万円	91,419百万円
当 期 純 利 益	40,358百万円	50,668百万円	21,831百万円	54,926百万円
1株当たり当期純利益金額	126円55銭	105円29銭	43円89銭	110円41銭
総 資 産	519,707百万円	588,030百万円	588,413百万円	646,443百万円
純 資 産	276,555百万円	347,785百万円	352,744百万円	406,306百万円
1株当たり純資産額	852円83銭	691円27銭	701円62銭	808円75銭

(注) 当社は、平成19年4月1日付をもって普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行いました。

(7) 重要な子会社の状況等（平成22年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 等	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd.	358百万マレーシアドル	100%	ガラスファイバ、ディスプレイ用ガラス及び耐熱ガラスの製造、販売
日本電気硝子（韓国）株式会社	5,000百万ウォン	100%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売
台湾電気硝子股份有限公司	210百万台湾ドル	100%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売
坡州電気硝子株式会社	36,000百万ウォン	60.0%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売

(注) 1. 当社は、平成21年6月、福建電気硝子有限公司を解散することを決議しました。同社は、現在、清算手続き中であり重要性がなくなったため、上表から除いています。
2. 当連結会計年度末の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含め合計22社です。

② 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は、平成22年2月に同社が所有する当社株式64,828千株を売却したため、同社の当社株式に係る議決権所有割合は、間接所有分を含め24.4%から11.3%になりました。これにより当社は同社の関連会社に該当しないことになりました。

(8) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、情報・通信関連向けガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区 分		主 要 製 品
情報・通信関連部門	ディスプレイ用ガラス	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト ブラウン管（CRT）用ガラス
	電子部品用ガラス	光関連ガラス 光ファイバ接続用キャピラリ・フェルール 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> 電子デバイス用ガラス 粉末ガラス 板ガラス 管ガラス
その他の部門	ガラスファイバ	機能樹脂用チョップドストランド プリント配線板用ヤーン 強化プラスチック用ロービング 耐アルカリ性ガラスファイバ
	建築・耐熱・照明薬事用その他	建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラピエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス インテリア/エクステリア用ガラス
		耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 耐熱ガラス<ネオレックス>
	照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス ガラス製造機械	

(9) 主要な営業所及び工場（平成22年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
藤 沢 事 業 場	神 奈 川 県 藤 沢 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 長 浜 市
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
若 狭 上 中 事 業 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
精密ガラス加工センター	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
日本電気硝子（韓国）株式会社	大 韓 民 国 慶 尚 北 道
台湾電気硝子股份有限公司	台 湾 台 中 県
坡州電気硝子株式会社	大 韓 民 国 京 畿 道

(10) 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

区 分	従業員数（前連結会計年度比増減）	
ガラス事業	情報・通信関連部門	3,852名（33名増）
	そ の 他 部 門	1,039名（10名増）
	ガ ラ ス 事 業 計	4,891名（43名増）
そ の 他	－	26名（4名減）
管 理 部 門		80名（11名増）
合 計		4,997名（50名増）

(注) 1. 従業員数は、就業人員です。

2. 当社の従業員数は、1,866名（前事業年度比52名減）です。

2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 497,616,234株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式148,073株が含まれています。
 (3) 株主数 14,039名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	55,780千株	11.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	34,678千株	7.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,341千株	5.1%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	22,231千株	4.5%
ニ プ ロ 株 式 会 社	17,824千株	3.6%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	9,913千株	2.0%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	9,460千株	1.9%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	9,224千株	1.9%
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	8,089千株	1.6%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,312千株	1.5%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（148,073株）を控除して計算しています。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数55,780千株は、日本電気株式会社が所有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、議決権については日本電気株式会社が指図権を有しています。
 なお、日本電気株式会社は、上記退職給付信託分及び間接所有分と合わせて当社株式を56,244千株（持株比率11.3%）所有しており、当社の主要株主です。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
森 哲 次	取締役会長 (代表取締役)	
井 筒 雄 三	取締役副会長 (代表取締役)	
有 岡 雅 行	社 長 (代表取締役)	社長執行役員（担当：監査）
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員〔統括：電子部品事業、環境管理 担当：薄膜事業〕 電子部品事業本部長 東陽電子硝子株式会社代表理事
稲 田 勝 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕 ガラス繊維事業本部長
阿 閉 正 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：経理 担当：総務、資材〕
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員〔統括：特許 担当：技術、技術開発、研究、開発〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長
稲 増 耕 一	取 締 役	常務執行役員〔統括：CRT事業、プラズマ板 ガラス事業〕 CRT事業本部長兼プラズマ板ガラス事業本部長 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 会長
伊 藤 修 二	取 締 役	常務執行役員〔担当：環境管理、製造技術、工務、 施設〕
横 田 雅 則	取 締 役	常務執行役員（統括：液晶板ガラス事業） 液晶板ガラス事業本部長
安 田 斎	常 勤 監 査 役	
宮 元 信 廣	常 勤 監 査 役	
竹 内 卓 郎	監 査 役	弁護士 竹内法律事務所
岡 田 不二郎	監 査 役	日本電気株式会社執行役員

- (注) 1. 監査役竹内卓郎及び岡田不二郎の両氏は、社外監査役です。
2. 監査役竹内卓郎氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
3. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成22年3月31日現在、取締役でない執行役員は12名が在任しています。

4. 平成22年4月1日付をもって取締役加藤 博、伊藤修二及び監査役岡田不二郎の3氏の「担当及び重要な兼職の状況」が次のとおりとなりました。

氏 名	会社における地位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員（統括：電子部品事業、薄膜事業） 東陽電子硝子株式会社代表理事
伊 藤 修 二	取 締 役	専務執行役員〔担当：環境管理、製造技術、工務、 施設〕
岡 田 不 二 郎	監 査 役	日本電気株式会社執行役員常務

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	10名	453百万円
監 査 役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	54百万円 (9百万円)
計	14名	507百万円

(注) 取締役の報酬等の総額には、平成22年6月29日開催の第91期定時株主総会において決議予定の取締役賞与148百万円が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（平成22年3月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	竹 内 卓 郎	弁護士 竹内法律事務所
監 査 役	岡 田 不 二 郎	日本電気株式会社執行役員

- (注) 1. 当社と竹内法律事務所の間には、特別な関係はありません。
 2. 監査役岡田不二郎氏は、平成22年4月1日付で、日本電気株式会社執行役員常務に就任していません。
 3. 日本電気株式会社は当社の主要株主です。当社は同社よりコンピューター、通信機器等を購入しているほか、保守、通信サービスの提供等を受けています。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	竹 内 卓 郎	当事業年度開催の取締役会13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	岡 田 不 二 郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に企業法務面から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況等」に記載の当社の重要な子会社4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務として、普通社債の発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行う。これらの内容は、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか会社が定める規程、ガイドライン等に基づいて、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。また、新たに生じたリスクについては、社長執行役員が速やかに対応責任者を決定し対策を講じる。

経営上特に重要な事項については、経営会議、取締役会で審議・報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定める。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討する。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなど I T 技術を活用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用する。

また、当社及びグループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価する。

このほか、子会社に役員を派遣するほか本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決する。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助する。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行う。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行う。

このほか、取締役及び従業員は、監査役会が要求した場合には速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えています。しかし、株主の皆さまが当社株式の大規模買付行為等（以下「大規模買付行為」）を受け入れるか否かの判断が行われるに当たっては、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」）から十分な情報を提供いただくと共に、取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆さまに提供することが重要であると考えています。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、事業の特性、企業価値のさまざまな源泉、ステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、株主共同の利益及び企業価値を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えています。

(2) 取り組みの具体的な内容の概要

- ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、特殊ガラス・ハイテクガラスの製造・販売を事業としています。売上の大部分を占める特定の顧客との緊密な取引関係を重視した経営を行わなければ継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積したガラスに関する知識や技術、取引先との強固な関係、良好な労使関係等を最大限に活用し、成長分野への経営資源の投入、収益性の向上、バランスのとれた事業構造の構築、積極的なR&D活動の推進等により、株主共同の利益及び企業価値の確保・向上に取り組んでいます。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社の株券等の保有者等（以下「特定株主グループ」）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆さまに対して十分な情報提供とその判断に必要な時間が確保されるために「大規模買付ルール」を導入し、これを遵守する場合及び遵守しない場合につき対応方針を定めています。

取締役会は、大規模買付者に十分な情報の提供を要請し、当該情報の受領後、取締役会による一定の評価検討期間を設け、必要に応じ代替案を提示します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は株主共同の利益及び企業価値を著しく損なうと判断され、社外有識者で構成される特別委員会が新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を可とする勧告を行った場合は、取締役会決議により対抗措置を発動する可能性があります（取締役会の判断により株主意思確認のため株主総会を招集することがあります）。大規模買付行為は、評価検討期間経過後又は株主総会終結後にのみ開始されるものとします。なお、公表は適宜行います。

(3) 上記(2)の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないことへの該当性に関する当社取締役会の判断及びその理由

- ・「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（経済産業省・法務省平成17年5月27日）の三原則を充足し、また、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（企業価値研究会 平成20年6月30日）も勘案していること
- ・株主の皆さまのために、十分な情報提供や必要な時間を確保したり、交渉を行うこと等を可能とし、株主共同の利益及び企業価値の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ・平成21年の当社定時株主総会において、平成24年の当社定時株主総会終結の時までを有効期間として、対応方針の継続導入につきご承認をいただいていること。また、株主総会で廃止することができること
- ・大規模買付ルールの適正な運用や公正性の担保のため特別委員会を設置し、その判断を重視すると共に、取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保していること

上記は概要であり、詳細は当社ホームページ（平成21年4月27日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（<http://www.neg.co.jp/>））をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	228,625	流 動 負 債	153,873
現金及び預金	98,081	支払手形及び買掛金	37,945
受取手形及び売掛金	80,037	短期借入金	39,546
商品及び製品	21,126	未払法人税等	34,134
仕掛品	1,827	その他の引当金	199
原材料及び貯蔵品	13,981	そ の 他	42,047
繰延税金資産	10,510	固 定 負 債	86,262
そ の 他	3,705	社 債	20,000
貸倒引当金	△ 644	長期借入金	37,280
固 定 資 産	417,818	特別修繕引当金	26,887
有 形 固 定 資 産	385,169	その他の引当金	1,839
建物及び構築物	56,359	そ の 他	255
機械装置及び運搬具	285,506	負 債 合 計	240,136
土地	14,090	(純資産の部)	
建設仮勘定	26,542	株 主 資 本	406,314
そ の 他	2,670	資 本 金	32,155
無 形 固 定 資 産	715	資 本 剰 余 金	34,357
投 資 其 他 の 資 産	31,933	利 益 剰 余 金	340,013
投資有価証券	17,937	自 己 株 式	△ 212
繰延税金資産	12,889	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 3,987
そ の 他	1,395	その他有価証券評価差額金	3,897
貸倒引当金	△ 288	繰延ヘッジ損益	△ 45
資 産 合 計	646,443	為替換算調整勘定	△ 7,839
		少 数 株 主 持 分	3,979
		純 資 産 合 計	406,306
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	646,443

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	332,387
売 上 原 価	213,357
売 上 総 利 益	119,029
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,603
営 業 利 益	98,426
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,350
そ の 他	759
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,570
固 定 資 産 除 却 損	2,012
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	2,737
仕 損 品 損 失	1,048
そ の 他	1,747
経 常 利 益	91,419
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	142
固 定 資 産 売 却 益	251
そ の 他	9
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,741
減 損 損 失	949
関 係 会 社 整 理 損	1,367
そ の 他	227
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	86,536
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	40,867
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,525
少 数 株 主 利 益	268
当 期 純 利 益	54,926

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		評価・換算差額等	
資本金		その他有価証券評価差額金	
前期末残高	32,155	前期末残高	1,410
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,486
当期末残高	32,155	当期変動額合計	2,486
資本剰余金		当期末残高	3,897
前期末残高	34,358	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		前期末残高	10
自己株式の処分	△ 0	当期変動額	
当期変動額合計	△ 0	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 56
当期末残高	34,357	当期変動額合計	△ 56
利益剰余金		当期末残高	△ 45
前期末残高	290,061	為替換算調整勘定	
当期変動額		前期末残高	△ 8,757
剰余金の配当	△ 4,974	当期変動額	
当期純利益	54,926	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	917
当期変動額合計	49,951	当期変動額合計	917
当期末残高	340,013	当期末残高	△ 7,839
自己株式		評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 196	前期末残高	△ 7,335
当期変動額		当期変動額	
自己株式の取得	△ 17	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,348
自己株式の処分	2	当期変動額合計	3,348
当期変動額合計	△ 15	当期末残高	△ 3,987
当期末残高	△ 212	少数株主持分	
株主資本合計		前期末残高	3,700
前期末残高	356,378	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	278
剰余金の配当	△ 4,974	当期変動額合計	278
当期純利益	54,926	当期末残高	3,979
自己株式の取得	△ 17	純資産合計	
自己株式の処分	1	前期末残高	352,744
当期変動額合計	49,935	当期変動額	
当期末残高	406,314	剰余金の配当	△ 4,974
		当期純利益	54,926
		自己株式の取得	△ 17
		自己株式の処分	1
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,627
		当期変動額合計	53,562
		当期末残高	406,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.、日本電気硝子（韓国）株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社（ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.ほか9社）の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ

時価法を採用しています。

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 製品補償損失引当金

当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

⑥ 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっています。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

338,600百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械装置及び運搬具11百万円です。

3. 保証債務等

当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証

956百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等

(2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

69百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 497,616,234株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成21年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,487	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年10月26日 取 締 役 会	普通株式	2,487	5.00	平成21年9月30日	平成21年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成22年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,984	利 益 剰 余 金	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入又は社債の発行によっています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。当社グループは、為替相場の変動リスクや金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用していますが、投機的な取引は行わない方針です。

上記金融商品に係る各種リスクは、グループ各社の内部規程等に基づき管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	98,081	98,081	—
(2) 受取手形及び売掛金	80,037	80,037	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	16,236	16,236	—
(4) 支払手形及び買掛金	(37,945)	(37,945)	—
(5) 短期借入金	(39,546)	(39,575)	(28)
(6) 未払法人税等	(34,134)	(34,134)	—
(7) 社債	(20,000)	(19,905)	95
(8) 長期借入金	(37,280)	(37,799)	(518)
(9) デリバティブ取引	835	835	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び時価のうち、負債に計上されているものについては、() で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金及び(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっています。なお、短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金については(8) 長期借入金の方法により算定し区分しています。

- (3) 投資有価証券

株式については取引所の価格によっています。

- (7) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (8) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

- (9) デリバティブ取引

為替予約取引については先物為替相場に、また、スワップ取引については取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

3. 非上場株式については時価を把握することが極めて困難であるため、(3) 投資有価証券には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	808円75銭
2. 1株当たり当期純利益金額	110円41銭

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	200,580	流動負債	150,877
現金及び預金	60,600	買掛金	41,196
受取手形	1,792	短期借入金	31,600
売掛金	99,860	1年内返済予定の長期借入金	6,677
商品及び製品	14,383	未払金	24,594
仕掛品	1,815	未払費用	7,905
原材料及び貯蔵品	10,472	未払法人税等	31,600
繰延税金資産	7,054	その他の引当金	174
その他	4,678	その他	7,129
貸倒引当金	△ 77	固定負債	79,510
固定資産	398,057	社債	20,000
有形固定資産	337,585	長期借入金	32,088
建物及び構築物	47,013	特別修繕引当金	26,887
機械及び装置	256,118	その他の引当金	385
運搬具及び工具器具備品	2,111	その他	149
土地	8,923	負債合計	230,388
リース資産	91	(純資産の部)	
建設仮勘定	23,326	株主資本	364,396
無形固定資産	558	資本金	32,155
施設利用権	294	資本剰余金	34,357
その他	264	資本準備金	33,885
投資その他の資産	59,912	その他資本剰余金	471
投資有価証券	16,249	利益剰余金	298,095
関係会社株式	22,255	利益準備金	2,988
関係会社出資金	3,060	その他利益剰余金	295,107
長期貸付金	6,607	別途積立金	205,770
繰延税金資産	10,873	繰越利益剰余金	89,337
その他	881	自己株式	△ 212
貸倒引当金	△ 16	評価・換算差額等	3,852
資産合計	598,637	その他有価証券評価差額金	3,897
		繰延ヘッジ損益	△ 45
		純資産合計	368,249
		負債及び純資産合計	598,637

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	302,130
売 上 原 価	191,024
売 上 総 利 益	111,106
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,767
営 業 利 益	96,339
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	3,307
受 取 技 術 援 助 料	1,551
そ の 他	1,644
	6,503
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,246
固 定 資 産 除 却 損	1,878
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	2,053
仕 損 品 損 失	1,048
そ の 他	1,145
	7,372
経 常 利 益	95,470
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	142
固 定 資 産 売 却 益	65
そ の 他	9
	218
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,741
減 損 損 失	949
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	1,127
そ の 他	227
	5,046
税 引 前 当 期 純 利 益	90,642
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	37,998
法 人 税 等 調 整 額	△ 6,607
当 期 純 利 益	59,250

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		前期末残高	△ 196
前期末残高	32,155	当期変動額	
当期変動額	—	自己株式の取得	△ 17
当期変動額合計	—	自己株式の処分	2
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 15
資本剰余金		当期末残高	△ 212
資本準備金		株主資本合計	
前期末残高	33,885	前期末残高	310,137
当期変動額	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△ 4,974
当期末残高	33,885	当期純利益	59,250
その他資本剰余金		自己株式の取得	△ 17
前期末残高	472	自己株式の処分	1
当期変動額	—	当期変動額合計	54,259
自己株式の処分	△ 0	当期末残高	364,396
当期変動額合計	△ 0	評価・換算差額等	
当期末残高	471	その他有価証券評価差額金	
資本剰余金合計		前期末残高	1,410
前期末残高	34,358	当期変動額	
当期変動額	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,486
自己株式の処分	△ 0	当期変動額合計	2,486
当期変動額合計	△ 0	当期末残高	3,897
当期末残高	34,357	繰延ヘッジ損益	
利益剰余金		前期末残高	10
利益準備金		当期変動額	
前期末残高	2,988	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 56
当期変動額	—	当期変動額合計	△ 56
当期変動額合計	—	当期末残高	△ 45
当期末残高	2,988	評価・換算差額等合計	
その他利益剰余金		前期末残高	1,421
別途積立金		当期変動額	
前期末残高	205,770	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,430
当期変動額	—	当期変動額合計	2,430
当期変動額合計	—	当期末残高	3,852
当期末残高	205,770	純資産合計	
繰越利益剰余金		前期末残高	311,558
前期末残高	35,061	当期変動額	
当期変動額	—	剰余金の配当	△ 4,974
剰余金の配当	△ 4,974	当期純利益	59,250
当期純利益	59,250	自己株式の取得	△ 17
当期変動額合計	54,276	自己株式の処分	1
当期末残高	89,337	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,430
利益剰余金合計		当期変動額合計	56,690
前期末残高	243,819	当期末残高	368,249
当期変動額	—		
剰余金の配当	△ 4,974		
当期純利益	59,250		
当期変動額合計	54,276		
当期末残高	298,095		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品補償損失引当金

当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当事業年度末自己都合要支給額）によっています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(6) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

259,426百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械及び装置11百万円です。

3. 保証債務等

子会社の売掛債権一括信託に係る債務に対する保証

4,051百万円

子会社及び当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証

6,522百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等

(2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

69百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	65,333百万円
長期金銭債権	6,597百万円
短期金銭債務	21,311百万円
長期金銭債務	2百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 186,099百万円

仕入高 70,461百万円

営業取引以外の取引高 15,902百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 148,073株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額、関係会社出資金評価損、未払事業税、たな卸資産評価損、減損損失及び減価償却費損金算入限度超過額によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものです。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産以外に、事務用機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	740円25銭
2. 1株当たり当期純利益金額	119円10銭

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	宮 林 利 朗 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 本 学 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	東 浦 隆 晴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 林 利 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 本 学 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 東 浦 隆 晴 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容について検討を加えるとともに、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月20日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役	安	田	齋	Ⓢ		
常勤監査役	宮	元	信	廣	Ⓢ	
社外監査役	竹	内	卓	郎	Ⓢ	
社外監査役	岡	田	不	二	郎	Ⓢ

以 上

(ご参考)

1. 連結キャッシュ・フローの状況 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	118,720
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,847
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,134
現金及び現金同等物に係る換算差額	305
現金及び現金同等物の期首残高	94,623
現金及び現金同等物の期末残高	91,667

2. セグメント情報

所在地別セグメント情報 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

	日 本	ア ジ ア	その他の地域	計	消去又は全社	連 結
I. 売上高及び営業損益						
売 上 高						
(1) 外部顧客に対する売上高	122,307	207,721	2,358	332,387	—	332,387
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	184,815	16,927	36	201,779	(201,779)	—
計	307,122	224,648	2,395	534,166	(201,779)	332,387
営 業 費 用	208,145	219,594	2,360	430,100	(196,138)	233,961
営 業 利 益	98,977	5,054	34	104,066	(5,640)	98,426
II. 資 産	537,030	140,111	1,260	678,402	31,958	646,443

海外売上高 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

	ア ジ ア	その他の地域	計
海 外 売 上 高	221,882	11,450	233,333
連 結 売 上 高			332,387
連結売上高に占める海外売上高の割合	66.8%	3.4%	70.2%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

公告の周知性を向上させることを目的とし、電子公告を採用するため、現行定款第5条(公告の方法)を変更するものです。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり変更したいと存じます。(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞にこれを掲載する。</u>	(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行なう。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
1	い つつ ゆう ぞう 井 筒 雄 三 (昭和19年12月12日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任(現任) 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任 社長執行役員就任 平成21年6月 取締役副会長就任(現任)	64,500株
2	あり おか まさ ゆき 有 岡 雅 行 (昭和23年9月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任 平成21年6月 社長就任(現任) 社長執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査	31,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	稲田勝美 (昭和23年6月17日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年11月 電子部品事業本部電子部品事業部長 平成10年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 ガラス繊維事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業	33,500株
4	阿閉正美 (昭和23年1月3日)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 経理部長 平成12年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：経理 担当：総務、資材	46,000株
5	伊藤修二 (昭和23年12月18日)	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 製造技術部長 平成13年6月 執行役員就任 平成19年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 平成22年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：環境管理、製造技術、工務、施設	18,000株
6	山本茂 (昭和28年12月19日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成20年4月 開発室長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：特許 担当：技術、技術開発、研究、開発 〔重要な兼職の状況〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	いなますこういち 稲増耕一 (昭和27年1月30日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任 平成18年4月 CRT事業本部長(現任) 平成18年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成21年4月 プラズマ板ガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：CRT事業、プラズマ板ガラス事業 〔重要な兼職の状況〕 ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd. 会長	20,500株
8	よこたまきのり 横田雅則 (昭和25年6月13日)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部液晶板ガラス事業部長 平成18年4月 執行役員就任 平成21年4月 液晶板ガラス事業本部長(現任) 平成21年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：液晶板ガラス事業	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 所有する当社の株式数は、平成22年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役岡田不二郎氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
伊藤一博 (昭和22年8月15日)	昭和53年3月 公認会計士登録 平成3年7月 青山監査法人代表社員就任 平成12年7月 中央青山監査法人代表社員就任 平成19年8月 公認会計士伊藤一博事務所開設(現在) 平成20年4月 甲南大学会計大学院教授就任(現任) 平成21年4月 奈良県立医科大学監事就任(現任)	なし

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成22年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 伊藤一博氏は、社外監査役候補者です。
 - (2) 社外監査役候補者とした理由
伊藤一博氏は、公認会計士として財務及び会計に精通されており、高い識見と幅広い経験を有されており、これらの見識と経験を当社の監査に活かしていただくため、選任をお願いするものです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行することができる判断した理由
伊藤一博氏は、公認会計士として財務及び会計に精通されており、高い識見と幅広い経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (4) 責任限定契約の概要
伊藤一博氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
4. 伊藤一博氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
うお ずみ やす ひろ 魚 住 泰 宏 (昭和41年11月30日)	平成5年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員就任(現任)	なし

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成22年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 魚住泰宏氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 - (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (4) 責任限定契約の概要
魚住泰宏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
4. 魚住泰宏氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役10名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与総額1億4,891万円を支給することといたしたく存じます。

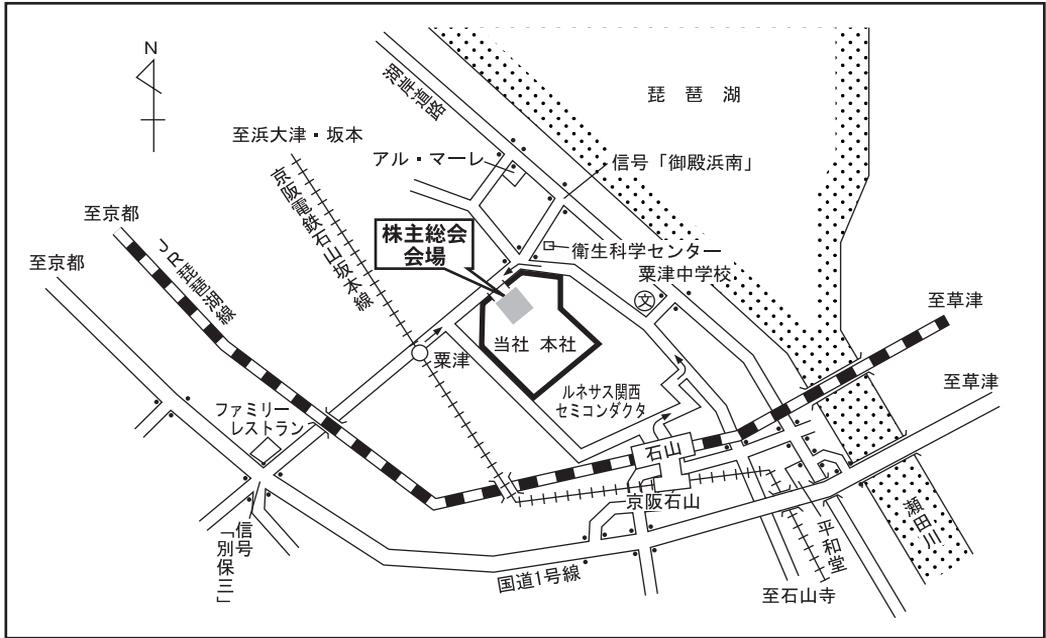
第7号議案 監査役の報酬額改定の件

現在の監査役の報酬額は、平成2年6月28日開催の第71期定時株主総会において、月額500万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び監査役の構成の変化等の諸般の事情を考慮しまして、監査役の報酬額を月額600万円以内と改定させていただきますと存じます。

現在の監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)であり、第4号議案が原案どおり承認可決されましても員数に変更はありません。

以上

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077) 537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 北出口より徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 南出口より京阪電鉄（浜大津・坂本方面行き）に乗り換え「栗津駅」下車 徒歩約2分

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。